



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 岩 崎 電 気 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 藤 義 剛  
(コード番号：6924 東証第一部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 堀 本 正 昭  
(TEL. 03-5847-8613)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 102 回定時株主総会に株式併合に関する議案を提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単子を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単子である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 102 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認決議されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単子の水準（5 万円以上 50 万円未満）の維持を目的として株式の併合を行う

ものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	78,219,507 株
株式併合により減少する株式数	70,397,557 株
株式併合後の発行済株式総数	7,821,950 株

※ 株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	8,432 名 (100.0%)	78,219,507 株 (100.0%)
10 株未満	223 名 (2.6%)	627 株 (0.0%)
10 株以上	8,209 名 (97.4%)	78,218,880 株 (100.0%)

※ 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式のみご所有の株主様 223 名（所有株式数の合計 627 株）は株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 併合の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 18 日
第 102 回定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 28 日
効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法 235 条の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 102 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記1. に記載の単元株式数の変更および上記2. に記載の株式併合に伴う定款の一部変更であります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>23,900万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>2,390万株</u> とする。
(単元株式数等) 第7条 当社は <u>1,000株</u> をもって単元株式数とし、株主総会における議決権は、法令で議決権を有さない旨を定める場合のほかは、1単元につき1個とする。	(単元株式数等) 第7条 当社は <u>100株</u> をもって単元株式数とし、株主総会における議決権は、法令で議決権を有さない旨を定める場合のほかは、1単元につき1個とする。

#### (3) 変更の条件

平成29年6月28日開催予定の当社第102回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日付で定款変更が行われることとなります。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月18日
第102回定時株主総会開催日	平成29年6月28日
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

※ 上記のとおり、単元株式数変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

## 【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更することです。  
今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

- A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。  
当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4. 株式の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

- A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。  
具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,354株	1個	135株	1個	0.4株
例③	685株	なし	68株	なし	0.5株
例④	7株	なし	なし	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。  
株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株あたりの純資産額は10倍になるからです。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 今回の併合により、株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などの他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当額の総額が変動することはありません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。  
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A 8. 株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただけます。  
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q 9. 株主自身で何か手続きが必要となりますか。

A 9. 特段のお手続きの必要はありません。  
なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q10. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A10. 次のとおりを予定しております。

平成 29 年 6 月 28 日	第 102 回定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬	端数株式処分代金のお支払い

※お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

〒168-8507	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号	0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上